

I 答申に当たって

- 本県では、「第二次愛知県消費者行政推進計画（あいち消費者安心プラン 2019）」（2015年3月策定、計画期間：2015～2019年度）に基づき、庁内各局と連携して消費者施策を推進
- 近年、社会経済環境が大きく変化する中で、消費者問題はますます多様化、広範化しており、成年年齢引下げを踏まえた若年者の消費者被害の防止や、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資する消費者施策の推進など、新たな課題への対応が必要
- 愛知県消費生活審議会は、2018年11月に知事から次期計画のあり方について諮問を受け、専門部会を設置して審議を行い、答申として取りまとめた

II 計画の基本的な考え方

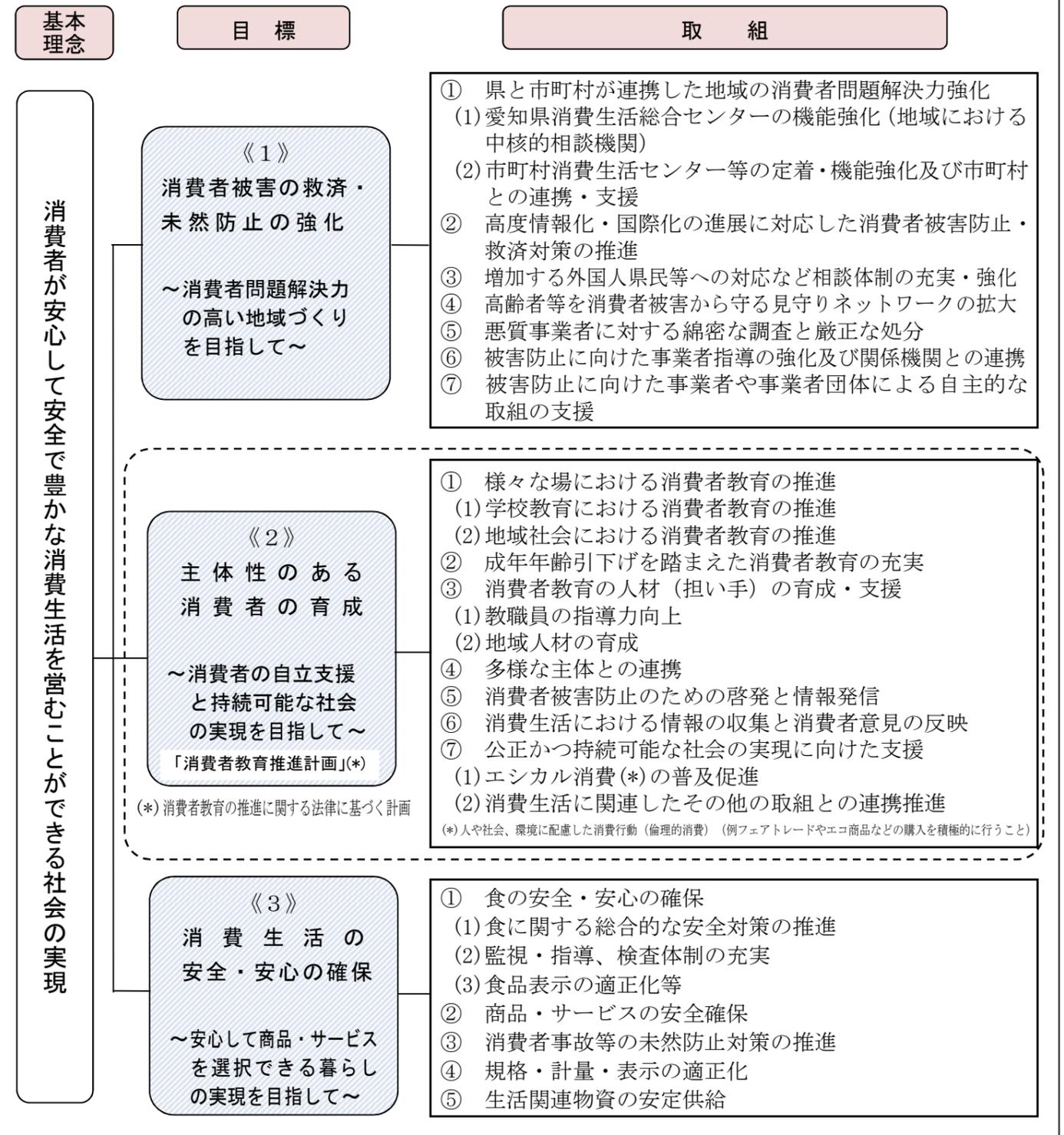
- 基本理念 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現
- 位置付け・県民の消費生活の安定及び向上に関する条例及び消費者基本法に基づき、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画
  - ・消費者教育の推進に関する法律に基づく法定計画（「消費者教育推進計画」部分）
- 計画期間 2020年度から2024年度まで（5年間）

III 消費生活をめぐる現状と課題

- 1 消費者行政の現状**
  - 2015年度に、地域における中核的相談機関となる「愛知県消費生活総合センター」を設置
  - 市町村の消費生活センター設立を促進（人口5万人以上の市町100%、5万人未満の市町村80%が設置）
  - 消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率の更なる向上など継続して取り組むべき課題や、新たな課題への着実な対応が必要
- 2 消費生活相談に関する状況**
  - 2018年度の相談件数は47,512件となり、2013年度から増加基調。「架空請求ハガキ」に関する相談が急増し、「健康食品・化粧品の定期購入」や「フリマサービス」に関する相談も増加
  - 80歳以上の消費者被害の平均既支払額は87万円を超え、高齢者の消費者被害が深刻
  - 成年年齢引下げに伴う18～19歳の消費者被害の増加が懸念、外国人県民からの相談は増加傾向
- 3 県民の消費生活に関する意識**
  - インターネット・スマートフォン利用により生じるトラブルや、架空請求・振り込み詐欺に高い関心、エシカル消費（倫理的消費）の推進への関心は少数
  - 「消費者が困った時に相談できる窓口」、「悪質な事業者への指導・取り締まり」に高い期待
  - 効果的な消費者教育の機会として、「小中学校、高等学校等の授業（家庭科、社会科など）」など
- 4 消費者を取り巻く環境の変化と課題**
  - 高度情報化・国際化の進展に伴う消費者被害への対応
  - 高齢者等を消費者被害から守る仕組みづくりの拡充
  - 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の充実
  - 増加する外国人県民等の消費者被害への対応
  - 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資する消費者施策の推進
  - 身近な商品・サービス及び暮らしの安全・安心の確保

IV 施策の方向性

- 第二次計画の基本理念と三つの目標を継承し、「消費者を取り巻く環境の変化と課題」に対応するため、取組を追加・整理



V 推進体制と進行管理

- 推進体制 庁内の関係課室長で構成する愛知県消費者行政推進会議、及び市町村消費者行政担当課長で構成する愛知県消費者行政連絡協議会により連携し、計画的・効果的に推進する。
- 進行管理 計画の進捗状況等を毎年度、愛知県消費生活審議会等に報告し、確認・評価を受ける。